

天理市会計年度任用職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月18日

天理市長 並 河 健

天理市規則第4号

天理市会計年度任用職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則
天理市会計年度任用職員の給与等に関する規則（令和2年3月天理市規則第17号）の一部を次のように改正する。

第23条を第24条とし、第19条から第22条までを1条ずつ繰り下げる。

第18条の前の見出しを削り、同条を第19条とし、同条の前に見出しとして「（パートタイム会計年度任用職員の期末手当の支給）」を付する。

第17条の次に次の1条を加える。

（パートタイム会計年度任用職員の時間外勤務報酬）

第18条 条例第23条第2項の規則で定める割合は、次の各号に掲げる勤務の区分に応じて、当該各号に定める割合とする。

（1） パートタイム会計年度任用職員の正規の勤務時間が割り振られた日（条例第24条の規定によりパートタイム会計年度任用職員の正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられたパートタイム会計年度任用職員に休日勤務割増報酬が支給されることとなる日を除く。）における勤務 100分の125

（2） 前号に掲げる勤務以外の勤務 100分の135

別記様式中「第22条関係」を「第23条関係」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、令和2年4月1日から適用する。